

# 令和8年度会津若松市つながりづくりポイント事業 協力店登録及び利用券（つなポン券）取扱説明書

## 【つながりづくりポイント事業】

会津若松市が実施する、市民の地域活動参加と、高齢者の社会参加の促進や介護予防の推進を図るための事業です。ボランティア活動や介護予防活動に参加することでポイントが付与され、貯めたポイント数に応じて、市内協力店のサービスや商品と交換できる利用券（つなポン券）を交付します。\*本事業の愛称は「つなポン」です。

## 【協力店】

### 1 対象

会津若松市内で営業する店舗等

\*令和6年度より市外に本社・本店がある店舗や大規模小売店も対象となりました。

### 2 参加費用、交換手数料、換金手数料

無料

## 【利用券（つなポン券）】

### 1 つなポン券の概要

活動ポイントに応じて付与される商品券です。

- ・交付額 1人につき500円×1～12枚（最大6,000円）
- ・利用方法 500円ごとに1枚から利用可

### 2 利用期間

令和7年度活動分

令和7年9月1日（月）～令和9年2月28日（日）

令和8年度活動分

令和8年10月1日（木）～令和10年2月29日（火）

## 【令和7年度活動分のつなポン券】



外枠の色がオレンジ色

**\*利用期間ごとに券の色が異なります。**

### 3 注意事項

#### [利用券の利用対象とならないもの]

- (1) 出資や金融商品の購入（株式、債券等）
- (2) 商品券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性が高いものの購入
- (3) たばこ
- (4) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- (5) 国や地方自治体への支払い（公営ギャンブルを含む）

- (6) 債務の支払い（電気、ガス、水道料金、振込手数料等）
- (7) 土地及び家屋の購入、家賃、地代及び駐車場（一時預かりを除く）等の不動産に係る支払い
- (8) 現金との換金、金融機関の預け入れ
- (9) 風俗営業等の規則及び義務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）  
第2条に規定する営業に係る支払い
- (10) 特定の宗教、政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (11) 商品券の交換又は売買

[利用にあたっての留意事項]

- (1) 協力店において利用期間内に限り利用可能とする。
- (2) 購入後の返品はできない。
- (3) 現金との引換えはしない。
- (4) つり銭は支払わない。
- (5) 盗難・紛失・汚損による再発行はしない。また、偽造者に対して発行者（会津若松市）は責を負わない。
- (6) 協力店において本券を利用対象外とする商品を独自に定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるよう明示すること。

【協力店の周知】

1 協力店ご自身で、表示・PRをお願いします

- ① ステッカー
- ② のぼり旗
- ③ ポール・台座
- ④ ポスター

※利用者へのPRのため、店頭へ掲示するなどのご協力を  
お願いします。（無料）



ステッカー



ポスター

2 利用者に対して、チラシやホームページで周知します

- ① 協力店一覧：利用者に券と併せて配布します。
- ② ホームページ：市ホームページに掲載します。



のぼり旗

【申し込みから換金までの流れ】

(1) 申し込み（協力店登録）

「会津若松市つながりづくりポイント事業協力店登録申請書（第15号様式）」に必要事項を記入し、市役所高齢福祉課にFAX・メール・郵送または直接持参で提出ください。

募集期間：令和8年1月5日(月)～令和8年2月20日(金)

※募集期間以降の申し込みも可能ですが、パンフレットなどの協力店一覧への掲載に間に合わない場合があります。

(2) 審査・登録完了

申請内容の審査を行い、審査結果を通知します。

登録決定となった協力店には、取扱マニュアル・店頭掲示物等を送付します。

店頭掲示物：ステッカー、のぼり旗、ポール・台座、ポスター

(3) つなポン券利用期間内の対応

利用期間内は、店頭掲示物（ステッカー、のぼり旗等）を店頭に掲示し、利用者へ協力店であることを示してください。

(4) 換金請求・入金

口座振込により換金を行います。下記の手続きにより請求ください。

- ①「会津若松市つながりづくりポイント利用券換金請求書(第21号様式)」に必要事項を記入してください。
- ②「会津若松市つながりづくりポイント利用券換金請求書」と「使用済み券」を換金業務受託事業者(現時点で受託者未定)へ持参または郵送にて提出してください。
- ③ 券枚数確認後、各回振込日に指定の口座へ振り込みます。

[換金にあたっての留意事項]

- ・換金は基本的に、月末日締め／翌月15日請求締切、末日支払いとする予定です。

利用月	請求、支払い月
令和8年4月	令和8年5月
令和8年5月	令和8年6月
令和8年6月	令和8年7月
令和8年7月	令和8年8月
令和8年8月	令和8年9月
令和8年9月	令和8年10月
令和8年10月	令和8年11月
令和8年11月	令和8年12月
令和8年12月	令和9年1月
令和9年1月	令和9年2月
令和9年2月	(最終請求月)

(換金スケジュールの詳細は協力店登録後に別途通知します。)

**令和8年10月以降は「令和7年度活動分のつなポン券」と「令和8年度活動分のつなポン券」を合わせて請求して下さい。**

- ※ 締切日当日は混み合いますので、日程に余裕をもってお越しください。
- ※ 換金請求時にご持参いただく券は「押印」「穴をあける」など、不正な再利用防止策を講じてください。
- ※ 協力店の登録内容が変更となった場合などには、変更届を提出していただく必要があります。

## 「つなポン券」に関するQ&A

問	答
1 複数枚の券を同時に使うことは可能か。	可能です。ただし、500円毎に1枚の利用となります。
2 800円のサービスに対し、券2枚の支払いがあった場合、おつりを出さなければ2枚を受け取り支払いとすることは可能か。	おつりを出す出さないにかかわらず、不可です。500円毎の利用としてください。(この場合であれば、利用券500円、現金300円の支払いとする)
3 利用者が破れたり汚れたりした券を持ってきた。	紙幣と同じく、水濡れや汚れは換金できます。破れについては3分の2以上の残り部分がありかつナンバーが残っているものは換金できます。
4 券で購入した商品が利用者の都合で返品依頼があった。	原則として不良品である等の場合を除いて、券で購入した商品の返品はできません。同等品の交換対応などは可能です。
5 一度使用した券の二次利用（別の協力店に持つて行き利用する）はできるか。	できません。使用できないように券裏面に協力店名と利用日を記入してください。

## 【請求書提出先(換金業務受託事業者)】

未定

※決定次第お知らせします。

## 【問い合わせ】

会津若松市役所 高齢福祉課 地域支援グループ

〒965-8601 会津若松市東栄町3番 46号

電話：0242-39-1290

FAX：0242-39-1431